

【テピアマンスリー今月の話題】2017年11月号

中国、「重点流域における水汚染防止計画（2016～2020年）」を公表

2017年10月19日、中国環境保護部は「重点流域における水汚染防止計画（2016～2020年）」を公表した。この計画は「水汚染防止行動計画」（通称「水十条」）の実施を推進するための政策・計画の一つである。

「重点流域における水汚染防止計画（2016～2020年）」が定めた事業全体的な目標は次の通り。2020年までに、全国の地表水水質を一層改善させる。すなわち、水質優良の水域の割合をある程度増加させ、汚染が深刻な水域の割合を大幅に減少させる。また、飲用水の安全保障レベルを持続的に向上させる。さらに、長江流域全体の水質を軽度汚染レベルから良好レベルに改善させ、その他流域の水質を全面的に現状より改善させる。

各重点流域に関する具体的な目標を表1に示す通りに定めた。

表1 7大重点流域の水質に関する具体的な目標（2016～2020年）

流域	指標	2015年	2020年
長江流域	Ⅲ類或いはⅢ類以上水域の割合（％）	73.4	>76
	V類以下水域の割合（％）	6.8	<3
黄河流域	Ⅲ類或いはⅢ類以上水域の割合（％）	57.6	>63
	V類以下水域の割合（％）	16.7	<6
珠江流域	Ⅲ類或いはⅢ類以上水域の割合（％）	86.4	>89
	V類以下水域の割合（％）	4.5	<2
松花江流域	Ⅲ類或いはⅢ類以上水域の割合（％）	60.8	>65
	V類以下水域の割合（％）	4.8	<3
淮河流域	Ⅲ類或いはⅢ類以上水域の割合（％）	55.8	>60
	V類以下水域の割合（％）	9.5	<3
海河流域	Ⅲ類或いはⅢ類以上水域の割合（％）	40.9	>44
	V類以下水域の割合（％）	36.9	<25
遼河流域	Ⅲ類或いはⅢ類以上水域の割合（％）	43.8	>52
	V類以下水域の割合（％）	11.5	<2
重点流域全体	Ⅲ類或いはⅢ類以上水域の割合（％）	65.4	>70
	V類以下水域の割合（％）	10.7	<5

表1からも明らかなように、黄河流域、海河流域及び遼河流域においては、現状の水質汚染は依然として深刻であり、V類以下の水域の割合は全体の一割強を占めている。2020

年までに上記の目標を達成するのは産業構造の調整、汚染物質の排出抑制、水環境管理の強化など複数の方面から一層の努力が必要と思われる。

上記の全体目標を達成するために、各重点流域の水污染防治関連プロジェクトを、①飲用水水源地污染防治、②工業污染防治、③都市部下水処理と関連施設建設、④農業・農村部污染防治及び⑤水環境総合整備——など5分野に分類し、それぞれ必要な投資概算を表2にまとめた。

表2 7大重点流域における主要関連工事の投資概算（2016～2020年、単位：億人民元）

流域	飲用水水源地污染防治	工業污染防治	都市部下水処理と関連施設の建設	農業・農村部污染防治	水環境総合整備	合計
長江流域	43.6	131.2	820.9	120.1	702.2	1,818.0
黄河流域	17.1	51.4	321.8	47.1	275.2	712.6
珠江流域	21.9	66.0	413.0	60.4	353.3	914.6
松花江流域	11.6	34.9	218.0	31.8	186.6	482.9
淮河流域	20.1	60.4	377.8	55.3	323.3	836.9
海河流域	24.4	73.4	459.2	67.2	392.8	1,017.0
遼河流域	6.5	19.8	123.0	18.0	105.2	272.5
合計	145.2	437.1	2,733.7	399.9	2,338.6	6,054.5

表2により、同計画に指定した重点戦略区である京津冀区域にある海河流域及び長江経済帯にある長江流域と珠江流域に合計3,749.6億人民元（約6兆3,743億円）の投資が必要となり、投資概算総額の6割強を占める。また、都市部下水道整備及び水環境総合整備分野が大きなウェイトを占めており、今後の五年間も引き続き都市部インフラ施設の建設と基本的公共サービスプロジェクトの整備は水污染防治対策の主要投資市場となる。

なお、同計画では、中央政府予算を申請する重点流域水質污染防治関連プロジェクトは国家発展改革委員会が主導策定している重点流域水環境総合整備プロジェクト備蓄（候補）リスト（中央項目備蓄庫）及び国家重大建設プロジェクトリストにリストアップされる必要があると規定した。

投資方針については、まず中央政府及び地方政府の財政投資を拡大し、国家重点戦略区、水質汚染優先制御地域及び経済未発達地域への政府投資を強化する。一方、民間資本を導入し、ステップバイステップで水污染防治事業を民間資本に全面的に開放する。合作双方

のリスク分担、利益共有、権利と利益を融和することを目指し、官民資本提携(PPP)投資方式を強く推進するとしている。ちなみに、今年7月、国家環境保護部と国家財政部は「2017年度水汚染防止中央政府プロジェクト候補リスト」を策定公表した際、すでに昨年度にリストアップされたプロジェクトのうち、PPP投資方式を採用しなかったプロジェクトは今年度の候補リストから削除された。

上記のように、2020年までの中国の巨大な水ビジネス市場は先進的技術と経験を持つ日本企業にとって、引き続き大きなビジネスチャンスになり、注目に値する。一方、参入方式に関して、特にPPP投資方式に関する法律、実施規定を確認し、その改定動向も把握する必要がある。

(胡 俊杰)